

第4章

子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

- 1 母子保健
- 2 子育て支援
- 3 幼児教育
- 4 保育
- 5 認定こども園
- 6 放課後の居場所
- 7 児童相談所
- 8 社会的養護
- 9 ひとり親家庭支援
- 10 障害児支援

第3章で掲げた事業を支えるのは、専門職に加え、子育て経験者やボランティアなど、地域で活動する様々な人材です。

これらの人材の確保・資質の向上は、一義的には事業者の責務ですが、利用者ニーズに応じた適切なサービスを提供するために必要な人材の確保・資質の向上は、子供・子育て支援の実施主体である区市町村の責務でもあります。

都は、広域自治体として、都内全域の子供・子育て支援の質の向上に向け、人材の確保・資質の向上を図る区市町村や事業者を支援していきます。

平成30年1月には、東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび(webサイト)」を立ち上げました。福祉分野に多様な人材を確保するため、福祉職場に関心のある方にシステムへの登録を促し、福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策や研修・イベント等の情報を発信していきます。

1 母子保健

- 子供と子育て家庭を切れ目なく支援するためには、全ての子育て家庭に対して妊娠期から専門職が関わり、各家庭の状況や子育て支援のニーズ等を把握し、適切な相談支援やサービス提供を行うことが必要です。
- また、必要に応じて、関係機関とも連絡調整を行い、支援につなげることも求められます。
- 区市町村の保健所・保健センターにおいては、こうした妊娠期から子育て期にわたる総合的支援を提供するための人材を確保・育成する必要があります。

<取組の方向性>

- 区市町村において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備できるよう、都は、区市町村における専門職の配置を支援するとともに、研修等により、これを支える人材の育成を支援します。
- また、実際的な取組の参考となるよう、区市町村担当者の連絡会を開催するなどし、各区市町村の取組の状況に関する情報提供なども行います。
- 産後や多胎児の家庭に寄り添い、適切に支援する「家事育児サポーター」(産後ドゥーラ、ベビーシッター、家事支援ヘルパー等)の質の向上を図

る区市町村を支援します。

2 子育て支援

- 子供家庭支援センターは、全ての子供と子育て家庭にとって、第一義的な相談窓口であり、ニーズに応じた適切なサービスの提供・紹介や、地域のネットワークの連絡調整を行うなど、地域における子育て支援の中心的な役割を果たす必要があります。
- 虐待対応や関係機関調整、地域の実情に応じた社会資源の開発などを総合的に行える人材の確保・育成が不可欠ですが、区市町村により、職員の配置や経験年数など、組織の体制にはばらつきがあり、対応力の強化が求められています。
- 子育てひろばについては、地域で子育て家庭が孤立しないよう、親同士の交流や、保護者に寄り添う相談支援等を適切に行うことができる職員を育成する必要があります。また、地域支援やニーズを踏まえ適切なサービスにつなげる利用者支援の役割も果たせるような人材の育成も必要です。
- 障害の有無にかかわらず、全ての子育て家庭が安心して子育てひろばを利用できるよう、障害に早期に気付き、適切な支援につなぐことができる職員の育成も求められています。
- 区市町村で実施している子育て支援策には、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業等の預かり型の事業や、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などの訪問型の事業、その他、支援を必要とする家庭に向けた様々なサービスがあり、こうした支援策を確実に実施するために必要な人材を確保・育成する必要があります。
- 利用者支援事業において、妊産婦をはじめ、子供や子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、これを担う人材を育成する必要があります。
- 小規模保育、家庭的保育、企業主導型保育、学童クラブ、子育てひろば事業、利用者支援事業等の各事業を確実に実施するために、保育士等の有資格者に加えて、保育や子育て支援分野で活躍できる「子育て支援員」の確保・育成が必要です。

<取組の方向性>

- 都は、子供家庭支援センターがその役割を十全に果せるよう、センター職員に対して虐待の未然防止を含めた虐待対応力の向上に加え、要支援家庭への支援方法や精神保健分野の理解を深める講義、地域の関係機関の理解と協力の促進に向けた取組の紹介、ケースワークに関する関係機関合同の演習等、実践的なスキルが身に付く研修を実施します。
- 相談支援や虐待対応を行うワーカーや虐待対策コーディネーター、心理専門支援員等の専門職の配置を支援します。また、児童福祉司任用資格の取得や、児童相談業務に係る資質の向上や専門性の確保を図るため、引き続き、講習会を開催します。
- 子育てひろばにおいて、地域で保護者に寄り添う支援を行うほか、地域支援や利用者支援の役割も適切に果たせるよう、地域の社会資源に精通し、利用者ニーズを踏まえて適切なサービスにつなげることができる人材を育成するため、各自治体で実施する研修に加え、都独自に実践的な子育て支援員研修を実施します。
- また、子育てひろばを利用する子供の障害に早期に気付き、適切な支援につなげるため、障害児支援に関する研修を実施します。
- 預かり型のサービスや訪問型の相談支援など、各区市町村において、より質の高い子育てサービスが提供できるよう、研修や先進的な独自の取組を行う区市町村の事例の紹介などにより、これを担う従事者の育成を図ります。
- ファミリー・サポート・センター事業において子育てを援助する提供会員に子育てに関する研修の受講を義務付けるとともに、報酬を引き上げることで、提供会員の質と量の確保に取り組む区市町村を支援します。
- 利用者支援事業について、都は、区市町村が、地域の社会資源に関する情報の収集や提供、相談・助言、関係機関調整等により、子育て家庭が多様なサービスの中から、適切な施設や事業等を選択し、利用できる仕組みを構築できるよう、研修等により支援していきます。
- 子育て支援員については、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施し、サービスの担い手となる人材を確保するとともに質の向上を図ります。

- とうきょうの子育てを支え、見守る全ての人々を「とうきょうチルミル」と総称し、広く周知することにより、子育てを応援する機運の醸成を図るとともに、子育て支援を担う人材の確保を促進します。

3 幼児教育

- 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、都は質の高い幼児教育が提供されるよう区市町村や事業者を支援していきます。

(1) 人材の確保

- 幼稚園において幼児の教育に直接携わる教諭は、幼稚園教諭免許状を保有している必要があり、免許状の授与件数は、毎年、約 5,500 件から 6,000 件前後で推移しています。

平成 30 年度の東京都内の国公私立幼稚園に勤務する幼稚園教諭は、10,713 人です。

- 幼稚園教諭の必要数についてもおおむね、これまでと同程度で推移すると見込まれます。

<取組の方向性>

- 引き続き幼稚園教諭免許授与の所要資格の特例制度（※1）について周知を図るなど、保育士資格を有する人材の幼稚園教諭免許状の取得を促します。

※1 幼稚園教諭免許授与の所要資格の特例制度：保育士の資格を有し、保育士として一定の勤務経験がある場合、通常必要とされる単位数よりも少ない単位数の修得で、幼稚園教諭免許状を取得できる制度

(2) 資質の向上

- 教育公務員特例法に基づき、東京都教育委員会は、公立の新規採用幼稚園教諭研修や東京都公立幼稚園中堅教諭等資質向上研修Ⅰを実施しています。

- また、就学前教育と小学校教育との円滑な接続や乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育の実施など、幼稚園、保育所及び認定こども園における質の高い就学前教育を支援してきました。

- 公益社団法人東京都私立幼稚園教育研修会では、東京都と共催で行う新規採用教員研修会や、中堅、管理者といった職層別の研修会のほか、教育

研究大会や公開保育、教員免許状更新講習など、教職員の専門性を高めるための取組を積極的に展開しています。

- いずれも、国公立幼稚園や公立保育所、認定こども園等の保育者など、都内の就学前教育に関わる保育者が広く参加できる説明会や研究協議会を実施しています。

<取組の方向性>

- 幼児期の教育は、義務教育とその後の教育の基礎を培う極めて重要なものです。このため、幼児が幼稚園、保育所及び認定こども園等において質の高い幼児教育を受けることができるよう、今後も、国との連携事業である幼稚園教育理解推進事業など、公立などの設置主体や施設種別の違いにかかわらず、保育者等が一堂に会して学ぶ機会を多様に設ける取組を推進していきます。
- 専門的・広域的な観点から、小学校教員や保育士等を対象とした就学前教育と小学校教育との円滑な接続に向けた講座・説明会の開催等、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携を図りながら取り組むことにより、地域における幼児教育・保育の担い手である人材の資質の向上を推進していきます。

4 保育

- 保育サービスの提供に当たっては、保育士、家庭的保育者、子育て支援員など、様々な人材が必要です。
- また、障害のある子供や食物アレルギーのある子供など、特に配慮が必要な子供に適切に対応するためには、専門的な知識や技術を有する人材が必要になります。
- さらに、子育てに不安を抱える保護者が増加していることから、保育所をはじめとする保育の現場には、保育サービスの提供だけでなく、在宅の子育て家庭も含め、保護者に対する支援も求められるようになっていきます。

(1)人材の確保

① 保育士

- 待機児童を解消しその状態を継続するためには、令和4年度までに42,000人分の保育サービスの確保が必要です。そのために必要となる保育士数は、離職率等も考慮して試算すると、28,000人になります。

保育サービスの利用児童数見込みと保育士の必要見込数

(各年4月1日現在の対前年比の利用児童増加数)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保育サービス 利用児童増加数	14,000人	14,000人	14,000人	2,000人	2,000人
保育士数	28,000人				

<取組の方向性>

- 必要な保育士を確保するため、指定保育士養成施設の修学資金の貸付や、現任保育従事者の保育士資格取得支援など、保育士の養成にかかわる取組を行うとともに、就職支援から就職後の定着支援まで行う保育人材コーディネーターの配置や、保育士就職相談会の実施、区市町村が行う保育人材確保・定着に向けた取組への支援、保育従事者向けの宿舍借り上げ支援など、保育士の確保・定着に取り組みます。
- また、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入が進むよう、キャリアパスの仕組みづくりに取り組む事業者を支援し、保育士の確保・定着を促進します。
- 併せて、保育士等キャリアアップ研修支援事業により、技能・経験を積んだ職員に対する国の処遇改善加算の要件となっている専門分野別研修等を実施する指定研修実施機関を支援します。
- 保育の仕事に興味を持つ高校生を対象に、保育施設での職場体験や保育士養成施設の学校説明会を行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保に取り組みます。

② その他の保育従事者

- 家庭的保育者や子育て支援員を必要とする主な保育サービスは区市町村認可によるものが多く、区市町村が保育サービスの拡充のスケジュールに合わせて計画的に研修を実施していくことが求められます。

＜取組の方向性＞

- 区市町村によっては十分な体制が整わない場合もあるため、都は、当分の間、家庭的保育者研修を引き続き実施するほか、保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、各事業に従事することを希望する方などを対象に、子育て支援員研修を実施していきます。
- 居宅訪問型保育を担う人材を確保するため、ベビーシッター団体と連携してベビーシッターの養成研修を実施します。

(2)資質の向上

- 全ての子供の健やかな成長に資するよう、保育従事者の資質を高め、質の高い保育及び地域の子育て支援を提供することが求められます。

＜取組の方向性＞

- 事業者や区市町村による研修実施の支援、都による研修の実施とともに、代替職員確保に対する支援をはじめ受講促進に向けた環境を整備します。
- また、認証保育所を対象とした施設長研修や中堅保育士研修、研修の機会が比較的少ない認可外保育施設の保育従事者を対象とした保育全般に関する研修を実施します。
- 障害児やアレルギー児、病児・病後児への対応、保護者対応といった様々な課題に対応するための研修を実施していきます。
- 特に、アレルギー疾患については、正しい知識を持って適切な日常生活管理が行えるよう研修を実施し、緊急時に適切に対応できる人材を育成するとともに、事故予防を支援します。
- 保育の質の確保・向上には、保育従事者の定着が不可欠です。ライフ・ワーク・バランスの推進や対話的な職場風土づくりなど、保育従事者にとって働きやすい職場環境が確保されるよう、事業主を対象とした研修を引き続き実施していきます。
- さらに、公開保育をはじめとする保育所間交流や園長会における意見交換など、地域交流の促進に取り組む区市町村を支援し、保育の質の確保・向上を図ります。

5 認定こども園

○ 幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両資格を有する保育教諭の確保が必要ですが、都内の幼保連携型認定こども園における両資格の併有者の割合は、平成31年4月1日現在約8割となっています。

○ 国は、平成27年度の法施行後10年間（令和6年度末まで）に限り、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方の資格を有していれば良いこととするとともに、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」（※2）を実施しています。

※2「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」：新たな幼保連携型認定こども園制度への円滑な移行・促進のため、幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得し、又は保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するための特例制度。一定の幼児教育又は保育の経験がある場合に、通常必要とされる単位数よりも少ない単位数の修得で幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得ができる。（文部科学省及び厚生労働省が平成26年度から実施）

○ これに対し、都では、幼保連携型認定こども園における教育・保育が適切に実施されるよう、少なくとも学級担任は幼稚園教諭であること、また、保育を必要とする児童を保育する者は、3歳以上児についてはその6割以上、3歳未満児については全員が保育士資格を有することを求めています。

○ また、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることから、保育教諭の資質向上も必要です。

<取組の方向性>

○ 都は、「幼稚園教諭免許や保育士資格の取得特例制度」を活用した資格取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、幼保連携型認定こども園における保育教諭の確保等を図っていきます。

○ また、質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭と保育士が共に学ぶ講座や研修等の機会を提供する取組を、区市町村や教育・保育施設の設置者等と連携を図りながら推進します。

6 放課後の居場所

- 子供たちの放課後の居場所を確保するため、区市町村では、学童クラブや放課後子供教室の整備・拡充に必要な人材を確保する必要があります。
- 学童クラブでは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、児童の対応にあたる「放課後児童支援員」の資格要件として、都道府県知事等が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」の修了が必須となっています。都としてはこれを確実に実施し、職員の確保に努める必要があります。
- 学童クラブ及び放課後子供教室は、障害児など特に配慮を必要とする児童への対応も含め、安心して過ごすことができる居場所の提供や適切な育成支援が行われるよう職員や従事者の資質の向上が求められています。また、支援の必要な児童などに適切に対応するため、保護者・学校・地域との連携も求められています。
- 学童クラブと放課後子供教室が、国が定めた「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組を円滑に進められるよう、人材育成についても、福祉部門と教育部門の連携を強化する必要があります。

<取組の方向性>

- 学童クラブに放課後児童支援員を適切に配置できるよう、国で定めるカリキュラムに基づき、認定資格研修を実施しています。必要とされる放課後児童支援員を確保できるよう、引き続き、計画的に研修を実施します。また、一定の勤務経験を有する職員に対し、新たに資質向上のための研修を実施します。放課後児童支援員の補助者については、子育て支援員研修において養成します。
- 放課後子供教室においては、地域のボランティアなど、教室を運営する担い手の育成が課題となっているため、研修等を実施し、資質の向上を図ります。
- 「新・放課後子ども総合プラン」の実施に向け、福祉部門と教育部門の一層の連携を図るため、推進委員会を設置し、放課後対策の総合的な在り方等の協議を行うとともに、両事業の従事者が共に参加できる研修を毎年度確実に実施するなど、一層の相互理解と資質向上を目指します。

7 児童相談所

- 児童相談所における虐待相談件数が年々増えています。中には、保護者対応等が困難な事例や、重篤化する危険性が高い事例、居住実態が把握できない事例なども含まれており、対応に苦慮するケースも少なくありません。
- 都はこれまでも、児童福祉司や児童心理司など、児童虐待対応の中心となる職員を着実に増やしていますが、虐待に適切に対応していくためには、引き続き、体制の強化や職員の育成が求められています。
- また、児童福祉司は、職員の増員等により、経験年数の少ない職員が増えており、困難事例等への対応力の向上が必要となっています。

<取組の方向性>

- 児童虐待の対応力の更なる向上に向け、児童福祉司や児童心理司、児童福祉司等の業務を補助する非常勤職員を増員するとともに、医師や弁護士、保健師など様々な専門職のさらなる活用等により、児童相談所の一層の体制強化を図ります。
- 人材育成等を担う児童福祉及び児童心理の専門課長によるスーパーバイズのほか、児童福祉司や児童心理司OBを活用した個別指導や実践的な研修など研修プログラムの充実等により、複雑困難な事例に対応できる職員の育成に取り組みます。

8 社会的養護

- 社会的養護を必要とする子供は、虐待等を原因として心に深い傷を受け情緒的な課題などを抱えていることも多いことから、個別的なケアや専門的なケアが求められています。児童の多様なニーズに答え子供たちを適切に支援するためには、施設等における養育の質と専門性の更なる向上が必要です。
- 児童養護施設や乳児院において専門的な支援や養育の質の確保を図るためには、職員の確保・育成及び定着支援に向けた法人・施設の自主的な取組や体制の確立が重要です。また、養育家庭等においても、委託される児童の状態に合わせた養育の質の向上が必要です。

＜取組の方向性＞

- 法人・施設が、職員の育成方針を定め、体系的な人材育成を行うことができるよう、人材育成に関する総合的な計画の策定・取組を支援します。また、職員が知識・技術を計画的に習得できるよう、新任職員、中堅職員、施設長等、経験や職責に応じた課題別研修などが実施できるよう支援します。
- 児童養護施設等には、高度な専門的ケアや小規模化・地域分散化に対応したケアが求められていることから、専門的なケア等に必要な人材の育成を支援します。
- 施設職員の人材確保を図るため、受け入れた実習生に対して個別的で丁寧な指導が出来るよう施設に担当職員等を配置したり、児童指導員等を目指す者や実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる等の対応が行えるよう支援します。また、職員用の宿舍の借上げを支援します。
- 養育家庭等の研修体系については、必修研修に加え、養育上の様々な課題に対応する知識・技術を得られる実践的な研修を実施し、養育力の向上と安定した委託の推進を図ります。

9 ひとり親家庭支援

- ひとり親家庭が抱える課題は、就業から生活や子育て等多岐に渡っています。ひとり親家庭が、地域で自立した生活を送れるよう、相談の内容から課題を的確に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援につなげることが求められます。
- 地域において、ひとり親家庭の相談対応を担っているのは、各区市の母子・父子自立支援員ですが、その平均勤続年数は約2～3年となっており、経験やノウハウが蓄積されにくい状況にあります。そのため、相談支援の質の向上等への取組が重要となっています。
- また、母子生活支援施設は児童福祉施設の中で、唯一母子で入所できる施設であることから、課題を抱える母と子、また、ひとつの家庭としての親子への支援を適切に行うことが必要ですが、入所する母子の課題は複雑化する傾向にあります。

＜取組の方向性＞

- 都は、広域的な立場から、母子・父子自立支援員や地域の関係機関等への研修を実施し、地域における相談対応力の向上を図ります。
- 母子生活支援において、母子の課題に適切に対応できる職員の確保・育成を図ります。

10 障害児支援

(1)子育て支援策における障害児支援の対応力の向上

- 保育所や学童クラブ等において、障害児の受入れが進んでいますが、障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活できるよう、一般的な子育て支援施策においても、職員の専門性を向上させる必要があります。

＜取組の方向性＞

- 保育所や学童クラブ等、子育て支援に従事する職員が、一人ひとりの障害の種類、程度に応じた支援ができるよう、資質向上に取り組む区市町村を支援します。

(2)障害児の支援を担う人材の養成・確保

- 障害の有無にかかわらず、地域で共に生活する「共生社会」を進める観点から、障害児支援については、保育・教育等と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が提供される体制の構築が必要です。また、関係機関の連携の下、ライフステージに応じた適切な支援を行っていくために、障害児の相談支援体制の整備が重要であり、障害児通所支援のすべての利用者について障害児支援利用計画が作成されるよう、相談支援体制の整備を計画的に進める必要があります。
- 発達障害児（者）支援については、身近な地域における支援体制の整備が必要であり、保健センター、保育所・幼稚園等や児童発達支援事業所等の関係機関による連携や、心理職等による家族、保育士等への専門的支援などを組み合わせた早期発見・早期支援の取組が、各区市町村において進んでいます。また、周囲からの孤立や将来への不安などを抱える家族に対する支援も重要です。

- 重症心身障害児（者）や医療的ケア児について、障害特性等に応じた支援や関係機関との調整を行える人材の確保・養成が課題となっています。
- 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を一層実施できるよう、学校における指導・支援体制の整備や指導内容・方法の充実等が、重要な課題となっています。中でも、特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成と確保は、極めて重要です。

<取組の方向性>

- 障害児相談支援について、区市町村において、関係機関の連携の下で、ライフステージに応じた支援を進める体制を確保できるよう、都は、相談支援専門員の養成を着実に進めます。
- また、在宅や障害児施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができるよう、介護職員等を対象とした研修を実施するほか、施設職員等の専門性を強化し、適切な支援を提供できるよう、強度行動障害に関する研修を実施します。
- 発達障害児（者）のライフステージに応じた支援体制を充実するため、これまで区市町村が取り組んできた事例等を普及していくとともに、発達障害児（者）支援に携わる区市町村や相談支援事業所等の職員、医療機関従事者などを対象とした研修等を実施し、専門的人材の育成を行っていきます。
- また、同じ発達障害のある子供を持つ親が相談相手となって悩みを共感したり、自分の子育て経験を通して子供の関わり方などを助言するペアレントメンターを養成し、悩みや不安を抱える家族への適切な支援に結びつけることで、家族支援体制の整備を図ります。
- 重症心身障害児（者）施設等で働く看護師については、経験に応じた専門研修を実施してレベルアップを図るとともに、認定看護師資格取得の機会の提供を行い、育成と定着を促進していきます。また、重症心身障害看護の特徴や魅力を発信し、都内の療育センターの人材確保に資するために、看護大学や看護専門学校において説明会を実施します。
- 在宅の重症心身障害児（者）の健康を支える上で重要な役割を果たす訪問看護ステーションの看護師について、在宅での呼吸管理や栄養管理等に関する研修及び訪問実習を行います。

- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の連絡調整、意見交換を行う連絡会において、課題や情報の共有、支援方策等の協議を行い、関係機関の一層の連携を図ります。
- また、地域で医療的ケア児に対する支援を適切に行うことができる人材を育成するための各種研修を行います。さらに、訪問看護ステーションに対する同行訪問等の研修や運営相談を行うモデル事業の成果を踏まえ、医療的ケア児の訪問看護に取り組む訪問看護ステーションの拡大を図ります。
- 特別支援教育が全ての学校において実施されるよう全都的な視点に立って人材の育成と確保を進めていきます。障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応えて適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、全ての校種の教員を対象とした研修を実施し、専門性の向上を図っていきます。

第 5 章

子供・子育て支援施策の更なる充実に向けて

- 1 東京都の役割
- 2 区市町村の役割
- 3 事業者の役割
- 4 地域社会・都民の役割
- 5 計画の推進体制
- 6 進捗状況の評価・公表

目標を掲げている取組 一覧表

東京都子供・子育て支援総合計画に盛り込んだ各施策を総合的に推進し、効果をあげていくためには、都や区市町村の各行政機関をはじめ、家庭、企業、NPO 団体等の幅広い関係者が連携・協力し、それぞれの役割を着実に果たしていくことが重要です。

1 東京都の役割

(本計画の着実な推進)

- 本計画が目指す理念を実現するため、関係部局間の連携・協力を密にし、全庁を挙げて子供・子育て支援施策に総合的かつ着実に取り組みます。
- 本計画対象事業の実施に当たっては、区市町村や子供・子育て支援活動を行う NPO 団体等と協働し、地域のニーズに応じた施策を効果的に行います。

(区市町村への支援)

- 区市町村が、それぞれ策定した子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画及び子供の貧困対策に係る区市町村計画に基づき、子供・子育て支援の実施主体として、地域の実情に応じた取組を展開できるよう、必要な支援を行います。
- 保育サービスや学童クラブについては、待機児童を解消しその状態を継続するとともに、障害児の受入れなど多様なニーズに対応できるよう、区市町村がサービス拡充に向けた取組を計画的に進めていけるよう支援します。
- 保健所や保健センターにおける母子保健事業、子育て世代包括支援センター、子供家庭支援センター等を中心とした地域での子供・子育て支援などが妊娠期から切れ目なく提供されるよう、区市町村の取組を支援します。

(広域的・専門的な施策の実施)

- 地域のニーズに応じて、区市町村が乳幼児期における質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等を適切に実施できるよう、子供・子育て支援を担う人材の確保・養成、資質の向上に一層取り組んでいきます。
- 子供・子育て支援のうち、要保護児童、障害児等特に支援が必要な子供やその保護者に対して、専門的かつ広域的な観点からの支援を行います。
- 妊娠・出産に関する正しい知識、体罰等によらない子育て及び虐待防止等の都民への普及啓発、子供・子育て支援を応援する機運の醸成など、広域的な観点からの支援を行います。

(企業を取組を促進)

- 雇用環境の整備に向けた企業の主体的な取組を支援します。また、生活と仕事の両立支援に向けた気運の醸成に取り組みます。

(地域の活動を支援)

- 子育て家庭が抱える様々な問題に適切に対応していくには、地域の協力が不可欠です。区市町村と連携して、民生・児童委員をはじめ、子育てグループ、ボランティア組織やNPO団体など、地域で多様な活動を展開している主体を支援します。
- また、企業、NPO団体等が創意工夫を凝らして取り組む先駆的、先進的な取組を支援します。

2 区市町村の役割

(新制度の実施主体)

- 新制度の実施主体として、全ての子供に良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子供の状況に応じて子ども・子育て支援給付を保証するとともに、地域子ども・子育て支援事業を適切に実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行う役割を担っています。

(地域の子供・子育て支援の拡充)

- 子育てに孤立感や負担感を感じている子育て家庭が多いことから、妊娠・出産・乳幼児養育のあらゆる時期を通じ、全ての子供とその家庭を対象として、それぞれの状況に応じた支援を切れ目なく行っていく必要があります。
- そのためには、既存の制度にとらわれず、創意工夫を凝らした取組を積極的に展開し、NPO団体等とも連携しながら、地域のニーズに応じた子供・子育て支援を拡充していくことが必要です。
- また、地域のネットワークの調整機関である子供家庭支援センターを中心に、要保護児童対策地域協議会の活用などにより、あらゆる関係機関との連携を強化することも重要です。

(待機児童の解消に係る取組)

- 保育所について、国は「子育て安心プラン」(平成29年6月厚生労働省公表)において令和2年度末までに、都は「2020年に向けた実行プラン」(平成28年12月策定。以下「実行プラン」という。)において令和元年度末までに、待機児童を解消する方針を打ち出しました。
- 学童クラブ(放課後児童クラブ)について、国は「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月厚生労働省公表)において令和3年度末までに、都は実行プランにおいて令和元年度末までに、待機児童を解消する方針を打ち出しました。
- また、都は「『未来の東京』戦略ビジョン」(令和元年12月策定)におい

て、保育所及び学童クラブについて、待機児童を解消し、その状態を継続することとしています。

- 区市町村において、これらも踏まえた目標を設定し、保育所及び学童クラブの多様なサービスを拡充させていくことが求められています。その際、女性の社会進出や働き方の多様化等により、更なるニーズの増加が見込まれることから、量の見込み・確保策を適宜見直すなど、待機児童を解消しその状態を継続できるように取り組んでいく必要があります。

3 事業主の役割

(雇用環境の整備)

- 育児休業や子供の看護休暇の取得促進、勤務時間の短縮措置など、各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい、生活と仕事の両立が可能な職場環境づくりに努めることが求められています。
- 次世代法に基づき、事業主の社会的責任の一環として、一般事業主行動計画を策定し、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組等を実施していくことが必要です。

(企業の社会的責任)

- 企業には本来の業務活動のほか、環境保全、社会貢献、消費者保護など、多くの社会的責任を果たしていくことが求められています。子供・子育て支援においても、就業体験の受入れなど、次代を担う人材を育てていく環境を整えることは、企業の重要な役割です。

(児童虐待の防止)

- 東京都子供への虐待の防止等に関する条例（以下「子供への虐待防止条例」という。）では、児童相談所等の子供の安全確認措置に協力することなどの責務を定めています。社会全体で子供を虐待から守ることに関する理解を深めることが必要です。

4 地域社会・都民の役割

(子供・子育て支援)

- 全ての子供が障害の有無や生まれ育った家庭環境などにかかわらず大切にされ、健やかに成長できるよう、一人ひとりの都民が、子供の育ちや子供・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めていくことが必要です。

(児童虐待の防止)

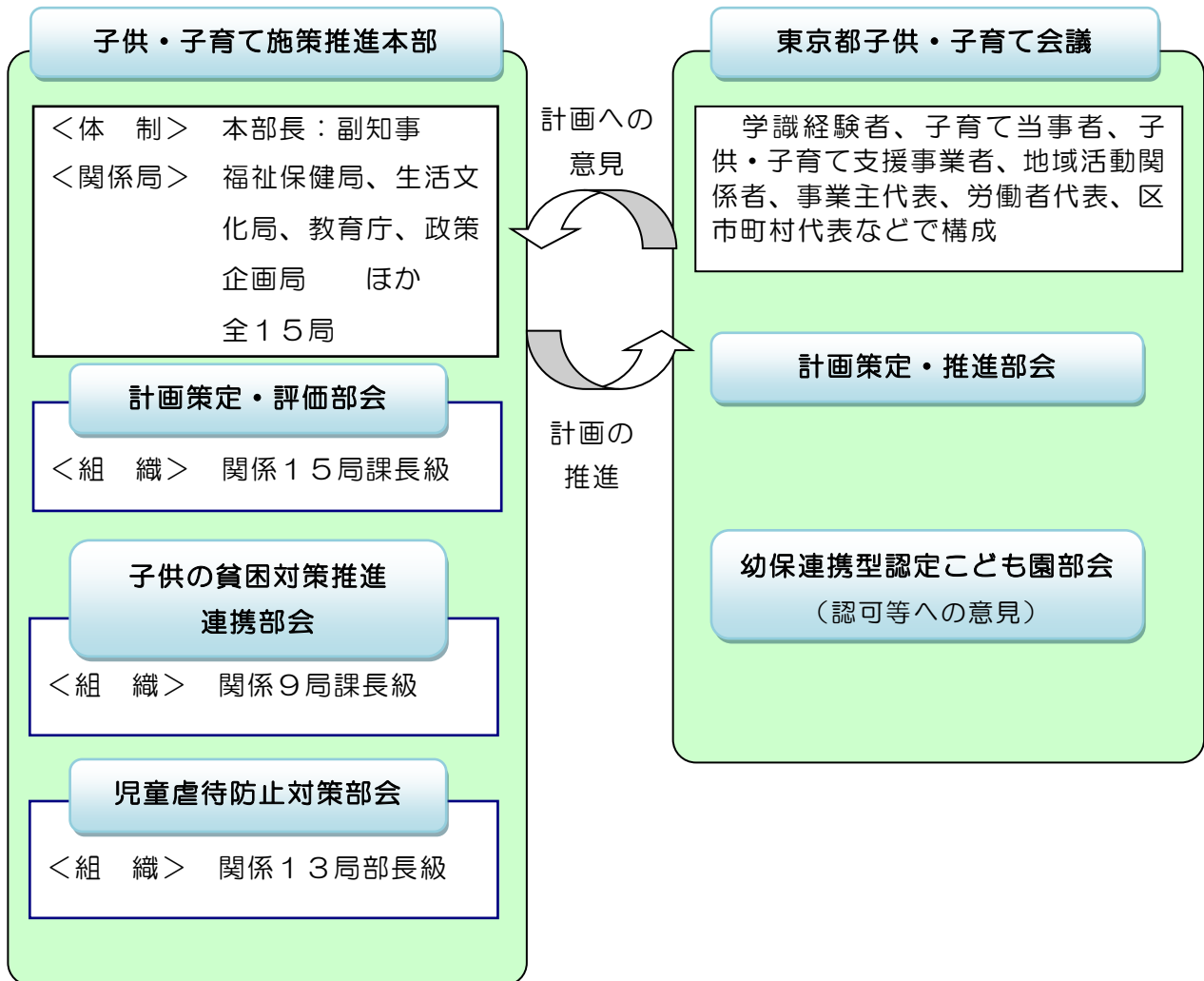
- 児童相談所及び子供家庭支援センターに寄せられる児童虐待相談件数は増加傾向となっています。虐待をしてしまう保護者自身が子育てに悩んでいるなど、何らかの支援を必要としている場合も多く、周囲の人などがSOSにいち早く気づき、支援につなげるなど手を差し伸べることが大切です。
- 子供への虐待防止条例では、あらゆる場面において子供は権利の主体として尊重される必要があることを明記するとともに、体罰等によらない子育てを推進することとしています。
- 児童虐待の防止等に関する法律には、国民の通告が義務付けられています。何か様子がおかしいと感じたり、気になることがあったら、子供を守るとともに家庭への支援の契機になることを踏まえ、どんなに些細なことでも児童相談所や子供家庭支援センターに通告することが重要です。

(関係機関や企業等と行政との連携)

- 民生・児童委員や地域の子育てグループ、NPO 団体、各種ボランティア組織等の活動を通じて、子育て家庭と子育て経験者との連携を図るなど、まずは都民一人ひとりや関係団体等が、子育て支援の当事者意識を持って、地域全体で子育てをする社会に参加することも重要です。
- また、既に構築されているネットワーク等を生かしつつ、関係団体や企業等と行政のより一層の連携や協働が求められています。

5 計画の推進体制

- 「東京都子供・子育て会議」及び「子供・子育て施策推進本部」において、子供・子育て施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしています。



- 「子供・子育て施策推進本部」は、「『未来の東京』戦略ビジョン」の推進に向けても、関係局で連携を図っていきます。

6 進捗状況の評価・公表

- 第一期東京都子供・子育て支援総合計画策定後、対象事業の進捗状況、事業効果等を評価するため、毎年度、東京都子供・子育て会議において、客観的かつ専門的な立場からの意見交換・調査審議を行ってきました。

- また計画の実施状況について、個別事業に係る数値目標の推移や、施策に関する各種調査などにより、毎年度、個別事業の進捗状況（アウトプット）を点検・評価するとともに、計画全体及び目標ごとの成果（アウトカム）についても、平成 28 年度に設定した評価指標により点検・評価し、施策の推進及び本計画の策定に活かしています。

- 本計画についても、子供・子育て施策推進本部において、計画の進行管理や関係部署との連絡調整を行うとともに、計画の実施状況の点検・評価を開かれた過程で行うため、東京都子供・子育て会議において調査審議していきます。

- 本計画の進捗状況等に関する資料については、東京都公式ホームページ等により公表していきます。